

●保険金のお支払い例

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷した。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用＝2万円

弁護士相談費用
保険金のお支払額

2万円

+

弁護士委任にかかった費用等＝102万円
(着手金30万円＋報酬金60万円＋手数料等10万円＋訴訟費用2万円)

弁護士委任費用保険金
のお支払額

102万円×(100%－10%*)

91.8万円

*費用の10%は自己負担となります。

合計93.8万円のお支払い

●この書面では、弁護士費用保険「HELP!（ヘルプ）」（標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約）に関する重要事項（契約概要／注意喚起情報）等について説明しています。ご加入前に必ずお読みください。お申し込みください。

●ご加入者以外にこの保険の保障を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることからお伝えください。

●「契約概要」「保険商品の内容をご理解いただくための事項」「注意喚起情報」ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

●この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のしおり」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

生活クラブオリジナル 弁護士費用保険「標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約」の重要事項のご説明

- この書面では、弁護士費用保険「HELP!（ヘルプ）」（標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約）に関する重要事項（契約概要／注意喚起情報）等について説明しています。ご加入前に必ずお読みください。お申し込みください。
- ご加入者以外にこの保険の保障を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載していることからお伝えください。
- 「契約概要」「保険商品の内容をご理解いただくための事項」「注意喚起情報」ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のしおり」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

ご加入前の確認事項

- 1 契約形態について
 - この保険は、生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会を保険契約者とし、生協の組合員やそのご家族を被保険者とする団体契約です。
- 2 商品のしくみ【契約概要】
 - 弁護士費用保険「HELP!（ヘルプ）」（標準傷害保険／弁護士相談・委任費用補償特約）は、様々な急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされたときや、日常生活で法的トラブルにあったときの弁護士費用などについて保険金をお支払いする保険です。
- 3 ご加入者の範囲【契約概要】
 - この保険にお申し込みいただけますのは、生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会の組合員となります。
 - (注)「ご加入者」とはこの保険にお申し込みいただく方になります。
- 4 被保険者としてお名前をご記入いただける方【契約概要】
 - 被保険者には、次の①～③のいずれかおひとりをご指定ください。
 - 組合員
 - 上記①の配偶者、ご両親
 - 上記①と生計を共にする同居の親族、生計を共にする別居の未婚のお子さま
 - (注)「被保険者」とはこの保険の保障を受けられる方で、加入申込書に「被保険者」としてお名前をご記入いただいた方をいいます。また「親族」とは、組合員またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまで婚姻歴がないことをいいます。

5 主な保障内容【契約概要】

- 保険金をお支払いする場合
本パンフレット記載の保障の概要「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。
- 保険金をお支払いできない場合
本パンフレット記載の保障の概要「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。
- *主なものを記載しています。詳細は「ご加入のしおり」等でご確認ください。

6 保障の開始・終了時期および保障期間【契約概要】

- 保障の開始は、毎月所定の締切日15日（北海道は10日）までに加入申込書をご提出いただきますと、その締切日の翌月1日の午前0時からとなります。
- 保障の終了は、保障開始後最初に到来する7月1日の午後4時となります。
- 保障期間は、特約のお申し出をされない限り、毎年1年間自動的に継続します。継続後の保障期間は、7月1日の午後4時から翌年の7月1日の午後4時までとなります。

■弁護士相談・委任費用補償特約の保険責任について

弁護士相談・委任費用補償特約の保険責任は午前0時に始まりますが、「人格権侵害に関する紛争」の保険責任は、初年度契約の保障期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日の翌日の午前0時に始まります（責任開始日）。責任開始日より前に原因事実⁽¹⁾が発生していた紛争については、保険金をお支払いできません。

(注) 原因事実とは、弁護士相談または弁護士への委任に至る紛争の原因となった法的トラブルをいいます。

7 保障の重複に関するご注意【注意喚起情報】

- 次表の特約等のご加入にあたっては、保障内容が同様の「ご契約（傷害保険以外の保険にセレクトされた特約以外の保険を含みます。）」が他に存在する場合、保障が重複することがあります。保障が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも保障されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。
- (注) 1 保険のみに特約をセレクトした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が保障の対象外になったときなどは、特約の保障がなくなることがあります。ご注意ください。

保障が重複する可能性のある主な特約（保障）	
● 今回ご加入いただく保険	● 保障の重複が生じる他の保険の例
● 弁護士相談・委任費用補償特約	● 他保険にセレクトされた特約
● 災害生活支援費用補償特約	● 普通傷害保険
● 被害事故補償特約	● 普通傷害保険

8 保険金額の設定およびお引受条件等【契約概要】

- 1 保険金額の設定にあたっては、次のa.～c.にご注意ください。
- a. お客様が実際に契約する保険金額については、本パンフレットでご確認ください。
- b. 加入限度は、被保険者につき1加入です。
- c. 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえてご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

●引受保険会社

お問い合わせ先 生活クラブ共済連 0120-808-320 〒160-0022 東京都新宿区新宿6-24-20

生活クラブ生活協同組合・東京 T156-0051 東京都世田谷区宮坂3-13-13 生活クラブ生活協同組合・神奈川 T222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-2-15 1F7F15F 生活クラブ生活協同組合・埼玉 T333-0857 埼玉県川口市小島田206 生活クラブ生活協同組合・千葉 T261-0011 千葉県千葉市美浜区真砂5-21-12	生活クラブ生活協同組合・長野 T394-0002 長野県岡谷市赤沢3-3-47 生活クラブ生活協同組合・北海道 T004-0041 北海道札幌市厚別区大谷地東1丁目4-15 生活クラブ生活協同組合・茨城 T300-1231 茨城県牛久市猪子町992-676 生活クラブ生活協同組合・山梨 T261-0011 千葉県千葉市美浜区真砂5-21-12	生活クラブ生活協同組合・岩手 T020-0034 岩手県盛岡市永井15丁目64番1 生活クラブ生活協同組合・静岡 T410-0062 静岡県沼津市宮前町21-4 生活クラブ生活協同組合・愛知 T468-0045 愛知県名古屋市中天白区野並1-120 生活クラブ生活協同組合・栃木 T321-0911 栃木県宇都宮市市町町3426-30	生活クラブ生活協同組合・青森 T030-0113 青森県青森市東一丁目2-18 生活クラブ生活協同組合・新潟 T992-0025 山形県米沢市通町6-16-57 生活クラブ生活協同組合・群馬 T370-1104 群馬県佐波郡玉村町上福島20-3 生活クラブ生活協同組合・福島 T969-1104 福島県本宮市荒井字山神30
--	---	--	--

指定紛争 解決機関 共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

●弁護士紹介サービスについて

保険金のお支払いの対象となる場合に弁護士紹介サービスをご利用いただけます。

● 弁護士の紹介をご希望の場合は、共栄火災までご連絡ください。なお、保険金支払い対象とならぬと判断される場合はご利用いただけませんこととなります。

● 共栄火災では、日本弁護士連合会のリーガル・アクセス・センター⁽¹⁾に紹介依頼を行い、同センターが各地の弁護士会を通じて弁護士を手配いたします。

● 共栄火災をはじめとする協定会社からの弁護士紹介依頼に基づき、各地の弁護士会を通じて紹介を行う機関です。短縮して「LAC（ラック）」と呼称する場合があります。

● 引受条件は以下の通りです。

● 新規加入：保障開始日時時点で被保険者本人の年齢が79歳以下の場合にご加入いただけます。

● 継続加入：保障開始日時時点で被保険者本人の年齢が89歳まで自動継続します。（保障開始日時時点で満90歳を迎えた場合は継続加入できません。）

● 共栄火災の今後の傷害保険金のお支払状況等によって、加入できる上限年齢を引き上げまたは引き下げさせていただく場合があります。

● 保険料の払込方法は「月払い」となります。

● 保険料の払込猶予期間等の取扱い

● 保険料は保障開始した月より、登録された口座から毎月26日（北海道は毎月27日、金融機関休業日の場合は翌営業日となります）に引き落とされます。

● 新規加入時の第1回目の保険料が引き落とできなかった場合は、その翌月に第1回目と第2回目の2か月分の保険料を引き落とします。このとき2か月分の保険料が引き落とできなかった場合は加入の申し込みが不成立となり保険責任は開始しません。また、自動継続加入後の第1回目の保険料の引き落とできなかった場合でも、その翌月に2か月分の保険料が引き落とできなかったときは、継続日（直前の7月1日）の午後4時にさかのぼって保険責任は終了し、その日以降に生じた事故によるケガや損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

● 第2回目以降の保険料が所定の引落日に引き落としができなかった場合は、その翌月に2か月分の保険料を引き落としますが、このとき2か月分の保険料が引き落とできなかった場合は1回目の引落不能月の1日午後4時にさかのぼって保険責任は終了し、その日以降に生じた事故によるケガや損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

● 満期返れい金・契約者配当金

● この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

● 告知義務（加入申込書の記載上の注意事項）

● 告知義務とは、危険に関する重要な事項として共栄火災に告知を要するもので、加入申込書において★印がつけられている項目のことです。この項目が事実と違っている場合は、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

● クリーングオフ

● お申し込み後であってもお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行う制度がありますが、本保険はクーリングオフの対象となりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

● 死亡保険金受取人

● 傷害死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定することができます。

● ご注意いただく事項

● ご加入後、以下の変更が生じる場合は、取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

● 組合員（ご加入者）の住所や氏名が変更となる場合

● 被保険者本人の氏名が変更となる場合

● 解約・脱退時の返れい金

● ご加入後、この保険を解約される場合は取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。この場合、解約のご連絡から保険料の口座引落が停止されるまでに所定の期間（ご加入の生協により異なります。）が必要となります。

● ご注意いただく事項

● 保険の解約に際しては、加入時の条件により、保障期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

● 保障開始日から解約日までの期間に応じて払い戻しいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

● 保険を解約される場合の書類のご提出締切日（書類受付日）は毎月15日（北海道は毎月10日）で保険責任の終了日はご提出締切日の翌月1日の午後4時です。

● この保険は、生協の組合員とそのご家族のための保険です。組合員（ご加入者）が生協脱退等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。

● 被保険者からの解約

● 被保険者がご加入者以外の方で、一定の条件に該当するときは、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者からの解約の請求があった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

生活クラブ 組合員の皆様へ

生活クラブ オリジナル 弁護士費用保険

標準傷害保険/弁護士相談・委任費用補償特約

●この保険契約の経営が破綻した場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」による保障の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金・返れい金等は、80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金につきましても100%）まで保障されます。

●個人情報の取扱い

●この保険契約に関する個人情報、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用し、提携先企業の商品・各種サービスの案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

●共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

●共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

●詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページをご覧ください。（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）

●重大事由による解除

●次の事由に該当した場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

● ① 保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガまたは紛争による損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと

● ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと

● ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと

● ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたられるおそれがあること

● ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大事由を生じさせたこと

● ご加入の継続について

● この保険制度の健全な運営のために、保険金請求状況や年齢などによっては、この制度への継続加入をお断りさせていただくことや保障内容を変更させていただくことがあります。その場合は事前にご連絡します。

● 法的トラブルや事故が発生した場合

● 法的トラブルや事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類⁽²⁾等をご提出いただく必要があります。（※）被保険者または保険金受取人であることを確認するための書類として、印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の公的書類をご提出いただくことがあります。

● 代理請求制度について

●（ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください）

● この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ること、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。カーの場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険の種類など）をお伝えいただけますようお願いいたします。

弁護士が必要なトラブルに備える

平和に見える日常生活でも、弁護士の`解決力、`が必要なトラブルはいつ起こるかわかりません。弁護士費用保険「HELP!」は、法律のプロである弁護士に相談・委任する費用を保障して、あなたの、そしてお子さまの法的トラブル解決を助けます。

パワハラを受けて
そのことを会社に
訴えたところ、
解雇された。

●この保険は、お客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点で客さまのご意向に合致しているかよくご確認ください。

● 保障の種類（保険種類・保障する事故の範囲）

● 保障の内容・特約の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）

● 保険金額（加入プラン）

● 保障期間

● 保険料・払込方法

● 被保険者の範囲

2. 加入申込書に記載された被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」「職業・職種」等に誤りがないかご確認ください。

3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

えーっ

●この保険は、お客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点で客さまのご意向に合致しているかよくご確認ください。

● 保障の種類（保険種類・保障する事故の範囲）

● 保障の内容・特約の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）

● 保険金額（加入プラン）

● 保障期間

● 保険料・払込方法

● 被保険者の範囲

2. 加入申込書に記載された被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」「職業・職種」等に誤りがないかご確認ください。

3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

※詳しい保障内容は中面を必ずご確認ください。

生活クラブ 共通版 2025年7月版

● 弁護士相談費用を保障します

● 弁護士委任費用を保障します^(※)
※裁判所やあっせん・仲裁機関にかかる費用も保障の対象です。

● ケガによる死亡も保障します
後遺障害(第3級以上)

● 災害生活支援費用も保障します

● 被害者事故も保障します

● 保険金のお支払い対象とならない法的トラブルもあります。
● 保険金のお支払い対象となる場合、弁護士を紹介するサービスを利用できます。

詳しい保障内容は中面を必ずご確認ください▶

月払保険料 990円

突然、
出ていけなんて…
困ります

家主から一方的に
立ち退きを迫られている。

●この保険は、お客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点で客さまのご意向に合致しているかよくご確認ください。

● 保障の種類（保険種類・保障する事故の範囲）

● 保障の内容・特約の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）

● 保険金額（加入プラン）

● 保障期間

● 保険料・払込方法

● 被保険者の範囲

2. 加入申込書に記載された被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」「職業・職種」等に誤りがないかご確認ください。

3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

えーっ

●この保険は、お客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点で客さまのご意向に合致しているかよくご確認ください。

● 保障の種類（保険種類・保障する事故の範囲）

● 保障の内容・特約の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）

● 保険金額（加入プラン）

● 保障期間

● 保険料・払込方法

● 被保険者の範囲

2. 加入申込書に記載された被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」「職業・職種」等に誤りがないかご確認ください。

3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

歩行中、自転車が
衝突してケガをした。
相手が治療費を
支払ってくれない。

25-0122

日常生活における **4つの法的トラブル** の備えに!

 被保険者(加入申込書の被保険者欄にご記入いただいた方)
 被保険者を親権者とするお子さま(未成年かつ未婚)